

要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					内容	回答
			第2	1	(5)	Ⅰ			
1	本業務の概要	2	第2	1	(5)	Ⅰ		事業スケジュールについて、「事業者提案により短縮可能」とありますが、提案時短縮した場合、加点評価されるのでしょうか。	工期に関する記載について訂正いたします。 企業団の人的負担、財政的負担を考慮した事業運営上の最短の事業期間であることから、募集要項等公表時に示す工期からの短縮は不可とします。
2	本業務の概要	3	第2	1	(6)	ア		漏水箇所のデータは開示されますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
3	本業務の概要	3	第2	1	(6)	イ		「現場状況に留意した工程」とは施工において具体的にどのような制約がありますでしょうか。	農作業への支障が発生しない等の周辺環境へ配慮してください。
4	本業務の概要	3	第2	1	(6)	ウ		「工期を短縮すること」とありますが、どの程度を期待されますでしょうか。	本表No.1をご確認願います。
5	対象施設	3	第2	2	(1)			表2-1において、農道とは具体的にどの路線のことでしょうか。	具体的な区間は定めておりません。農作業を行う上で考慮が必要と判断される区間の提案をお願いします。
6	対象施設	3	第2	2	(1)			本事業の対象業務に本復旧は含まれないとの認識で良いか。	本復旧も含まれます。
7	対象施設	4	第2	2				旭支線9工区（その他複数工区にも記載）において認定外道路とありますが、設計・施工に支障になる要件はないでしょうか。	現時点では、支障となる条件は確認しておりません。具体的な条件については、詳細設計時の関係機関協議にて確認をお願いします。
8	対象施設	6	第2	2				大利根川用水西幹線横断について、想定されている工法をご教示ください。	推進工法を想定しております。
9	対象施設	6	第2	2	(1)			既設管撤去について、「交付金の活用をふまえたうえで」とありますが、交付金対象工事であるという理解でよろしいでしょうか。	本表No.14をご確認願います。
10	対象施設	6	第2	2	(1)			既設管撤去について、「全体コスト低減につながる場合」は撤去せず残置してもよいという理解でよろしいでしょうか。	道路管理者と協議の上、判断してください。
11	対象施設	6	第2	2	(1)			8～13工区の既設管撤去とありますが、基本設計段階において仮設管の設置は必要なく新設管布設後に既設管撤去が可能と判断されたの理解で良いでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
12	対象施設	6	第2	2	(2)	ウ		付帯設備の詳細な位置は企業団と協議の上とありますが、いつ協議するのでしょうか。	事業開始後、詳細設計において協議をお願いします。
13	対象施設	6	第2	2	(2)	Ⅰ		場内取り合い部において、所定の直管長とは定尺長さのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	業務範囲	7	第2	3				交付金申請書作成業務について、現時点で交付金対象となる路線若しくは工区をご教示ください。	具体的な箇所は、募集要項公表時に示します。なお、既設管と同一路線であれば新設管布設と既設管撤去ともに対象となり、別路線の場合は新設管布設のみが対象となります。
15	業務範囲	7	第2	3				工事区分の通水準備業務についても工事費を別途積上げていると理解していますがよろしいでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
16	業務範囲	7	第2	3				表 2-2 の下部の※で、家屋調査について「業務範囲に含まれていない」と記載されていますが、p27 キにおいては家屋調査の実施が基本と書かれています。「詳細設計に基づき対象家屋を決定する」と書かれていることから、詳細設計時に別途費用を積むものと考えて、入札時の見積りには積む必要はないと考えていますか問題はないでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	業務範囲	7	第2	3				業務範囲に含まれない追加調査に関する費用は別途請求できるという理解でよろしいでしょうか。	委託費については適切な金額を見込んでおり、基本的には変更を想定していません。家屋調査を除く追加調査についてはその内容にもよりますが、基本的には提案書類提出までに現場状況等を確認し、見積上限価格の範囲中でご提案をお願いします。 なお、プロポーザルの事業者提案時に事業者負担での追加調査を提案することは可能です。
18	一般事項	12	第3	2	(1)	ア	⑤	「秘密の保持」とありますが、秘密となる対象は具体的に何でしょうか。	（公社）全国上下水道コンサルタント協会の倫理綱領や、（公社）日本技術士会の技術士倫理綱領に準じたものとお考え下さい。
19	調査	13	第3	2	(1)	イ	⑦	試掘調査の対象箇所は何ヶ所想定していますでしょうか。また、既設管接続箇所、他企業管近接箇所以外において必要と考えられる場所が判明した場合、協議のうえ設計変更等にて対応すると考えていますでしょうか。	箇所数は、募集要項等公表時に示します。委託費については適切な金額を見込んでおり、基本的には変更を想定していません。設計変更についてはその内容にもよりますが、基本的には提案書類提出までに現場状況等を確認し、見積上限価格の範囲中でご提案をお願いします。
20	調査	13	第3	2	(1)	イ	⑦	DB事業において、設計の精度向上のために設計段階から試掘を実施することが一般的ですが、試掘調査費は設計費用の中に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	一般事項	13	第3	2	(1)	イ	④	公私道調査費用は計上されていますでしょうか。公図、土地所有者情報を入手に掛かる費用については公用の適用が成されると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	一般事項	13	第3	2	(1)	イ	⑦	「試掘調査」の箇所数は事業者が実施した箇所すべてが費用請求対象でしょうか。	委託費については適切な金額を見込んでおり、基本的には変更を想定していません。試掘箇所数の変更についてはその内容にもよりますが、基本的には提案書類提出までに現場状況等を確認し、見積上限価格の範囲中でご提案をお願いします。
23	一般事項	13	第3	2	(1)	Ⅰ		各種計算のうち管網解析は発生都度費用請求できるのでしょうか。	事業費に全て含まれるものとお考え下さい。
24	完成検査等	17	第3	2	(1)	シ	① ii	毎年度末に実施する出来高検査は工事が完了した工区が対象であり、工事が途中である工区は対象とならないと考えていますでしょうか。	出来形検査の対象は、工事が途中である工区も含まれます。
25	一般事項	17	第3	2	(1)	ス	②	「設計変更への対応」において、設計変更に必要な費用は請求できるのでしょうか。	設計変更すべき事象が生じた理由に応じて、協議により決定します。
26	土地使用	18	第3	2	(2)	イ	⑤	作業ヤード等の土地使用に伴う費用は、役務費（借地料）として計上されるべきものではないでしょうか。	事業者として適切と考える費目にて計上してください。
27	作業日及び作業時間について	21	第3	2	(2)	キ	①	本工事はすべて、「4週8休以上」として設計書が組まれていると考えていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	作業日及び作業時間について	21	第3	2	(2)	キ	①	「夜間や土、日曜日～」に規定する休日に施工する場合はとの記載がありますが、本工事は原則土日祝日は作業しないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	監理技術者の専任期間	23	第3	2	(2)	ツ	③	監理技術者の専任期間は施工請負契約締結後～事業終了までと考えていますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	監理技術者の専任	23	第3	2	(2)	ツ	④	JVによる工事請負で管材企業から監理技術者を専任している場合、地元建設企業の監理技術者の専任は必要ないと考えて良いでしょうか。	分担する工事の金額に応じて、主任技術者の配置でも可とします。
31	工程管理及び施工管理	23	第3	2	(2)	テ	③	「毎月報告のために、指定された日の会議に出席すること」と書かれているが、環境を整え業務に支障をきたさないことを前提に遠隔での参加でも問題はないと考えていますでしょうか。	会議の種類に応じて一部遠隔での参加も可とします。
32	交付金申請書等作成業務	24	第3	2	(2)	ニ		交付金申請書等作成業務の積算方法について、対象路線と1工区あたりの作業費の考え方をご教示いただけますでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
33	業務概要	25	第3	3	(2)	ア		管路等の基本的性能に関する契約不適合とは、どのような事象を指しているのでしょうか。また、事業完了後原則10年とあるが、瑕疵期間が10年あるということでしょうか。	基本的性能とは、要求水準書の第4本事業に関する要求水準に記載の事項とお考え下さい。10年についてはご理解のとおりです。
34	基本事項に関する要件	26	第4	2	(1)	イ		設計水圧等の計算根拠を把握するために水理検討の資料を閲覧することは可能でしょうか。	本表No.47に示す基本設計と同時に貸与が可能です。
35	電磁流量計	27	第4	2	(1)	Ⅰ		挿入型電磁流量計の採用は可能でしょうか。	流量計の設置は事業範囲に含まないように変更します。
36	基本事項に関する要件	27	第4	2	(1)	キ		「家屋調査にあたっては～」とありますが、調査対象家屋の対象範囲の根拠は一般的な指針類に基づくものと考えてよろしいでしょうか。それとも独自の基準があるのかご教示ください。	事業範囲外としたため、当該文章は削除いたしました。施工上必要と判断される箇所を実施をお願いします。なお、一般的な指針類に基づくものとお考えいただいても問題ありませんが、具体的な内容は協議で決定します。
37	本事業に関する要求水準	27	第4	2	(1)	キ		「家屋調査にあたっては合理的な判断により」とありますが、合理的な判断とは具体的にどのような判断でしょうか。	本表No.36をご確認願います。
38	家屋調査	27	第4	2	(1)	キ		開削工の施工路線に面した家屋全てに家屋調査を実施するのでしょうか。その費用は計上されていますでしょうか。	本表No.16、No.36をご確認願います。
39	基本事項に関する要件	27	第4	2	(1)	コ		通水試験及び洗管においても、水圧試験と同様に必要となる浄水を提供いただけると考えていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	基本事項に関する要件	27	第4	2	(1)	サ		管路施設の建設とは具体的に何を指しているかご教示ください。	管路の布設工事とお考え下さい。
41	基本事項に関する要件	28	第4	2	(3)	キ		小口径は0.7mの浅埋が可能なのでしょうか。括弧内では調整中とありますので、積算に反映した条件をご教示ください。	口径によらず、最小土被りは原則1.2mとしてください。
42	基本事項に関する要件	28	第4	2	(3)	サ		路面本復旧は施工後十分な養生期間を設けてとありますが、具体的な期間をご教示ください。	品質を確保できるように必要な期間をご提案ください。具体的な期間が指定されている管理者もあるため、詳細は募集要項等公表時に示します。
43	基本事項に関する要件	29	第4	2	(3)	セ		本申請の前に実施した事前協議の内容をご教示ください。（占用位置、昼間工事・夜間工事の区別、舗装復旧条件、等）。用地買収や借地等、その他協議を実施している場合、同様に教示ください。	募集要項等公表時に示します。
44	性能に関する要件	29	第4	3	(1)			「基本設計を変更しても良い」と記載されていますが、本事業では基本設計の詳細条件に基づき金額を積算しているのでしょうか。また前提条件を遵守し変更となった詳細設計はすべて費用に反映されると考えていますでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
45	基本的事項に関する要件	29	第4	2	(1)	セ		事前協議の結果は開示されるのでしょうか。また開示されるなら、その時期はいつでしょうか。提案にも影響されると考えます。	募集要項等公表時に示します。
46	埋設管	30	第4	3	(2)	チ	②	必要に応じて変位の計測等の措置をとりますが、近接の度合いの基準はありますか。	一般的な指針類に基づくものとお考え下さい。
47	その他調査事項	31	第4	4	表4-2			基本設計に関する資料は令和6年5月 資料貸与時にご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	その他調査事項	31	第4	4				表4-2の資料は開示されるのでしょうか。もしそうならその時期はいつでしょうか。	本表No.47をご確認願います。